第十五条第一項中「から第二十六条の三まで」を「及び第二十六条の三」に、「同条第五項」を「同条第十項」に改め、「、同令第二十六条の二第一項中「その者が死亡した日の属する年又は法第四十一条第五項に規定する認定住宅を災害により居住の用に供することができなくなった日の属する年にあつては、これらの日」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項の規定の適用を受けている者が死亡した場合には、その死亡の日」と」を削り、同条第三項中「第四十一条第十七項及び第十八項」を「第四十一条第二十四項及び第二十五項」に、「同条第十七項」を「同条第二十四項」に、「同条第十八項」を「同条第二十五項」に改め、同条第四項中「同条第十七項」を「同条第二十四項」に、「第四十一条第十七項」を「第四十一条第二十四項」に改め、同条第五項中「第二十六条の四第二十四項」を「第二十六条の四第二十二項」に改め、同条第六項中「第二十六条の四第二十五項」を「第二十六条の四第二十三項」に、「こと」とする」とあるのは、」を「こと」とあるのは」に、「同条第四項中「同条第十七項」を「次条第二十二項の規定により読み替えられた法第四十一条第二十四項」に、「次条第二十四項の規定により読み替えられた法第四十一条第十七項」と、「の添付」を「次条第二十二項の規定により読み替えられた法第四十一条第二十四項」と、「及び次条第二十二項」に、「次条第二十四項の規定により読み替えられた法第四十一条第十七項の財務省令で定める書類の添付」とする」を「次条第二十二項」に改める。

第十五条の二第一項及び第二項を削り、同条第三項中「同条第十七項及び第十八項」を「同条第二十四項及び第二十五項」に、「第四十一条第十七項」を「第四十一条第二十四項」に、「同条第十八項」を「同条第二十五項」に改め、同項を同条第一項とし、同条第四項中「同条第十七項」を「同条第二十四項」に、「第十五条の二第三項」を「第十五条の二第一項」に、「第四十一条第十七項」を「第四十一条第二十四項」に改め、同項を同条第二項とする。

第二十一条第三項の表第百十二条第十項の項中「第百十二条第十項」を「第百十二条第十三項」に改め、同表第百五十五条の二十第五項の項中「第百十二条第八項」を「第百十二条第十一項」に改める。

第二十九条の三第三項中「第五項」を「第五項第一号」に、「第十九項」を「第十九項第一号」に改め、同条第五項を次のように改める。

5　法第三十八条の三第一項第三号に規定する売上金額に応じた常時使用従業員の雇用が確保されているときとして政令で定めるときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるときとする。

一　法第三十八条の三第一項第一号に規定する経営贈与承継期間（以下この項において「経営贈与承継期間」という。）内に租税特別措置法第七十条の七第四項第二号に掲げる場合に該当することとなった場合　各売上判定事業年度（法第三十八条の三第一項第三号に規定する基準日（以下この項及び第七項において「基準日」という。）の直前の経営贈与報告基準日（租税特別措置法第七十条の七第二項第七号に規定する経営贈与報告基準日をいう。）の翌日から当該基準日までの間に終了する事業年度（平成二十三年三月十一日の属する事業年度以前の事業年度を除く。）をいう。以下この項において同じ。）における売上割合（認定贈与承継会社の平成二十三年三月十一日の属する事業年度の直前の事業年度（以下この項及び次項において「贈与特定事業年度」という。）における売上金額に当該売上判定事業年度の月数を乗じてこれを贈与特定事業年度の月数で除して計算した金額に対する当該売上判定事業年度における売上金額の割合（特例対象贈与の時後に合併その他の財務省令で定める事由が生じたときは、当該事由が生じた日以後の認定贈与承継会社に係る当該割合として財務省令で定めるもの）をいう。次号において同じ。）の合計を経営贈与承継期間の末日において経営贈与承継期間内に終了する当該売上判定事業年度の数で除して計算した割合（以下この号において「売上割合の平均値」という。）の次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、各雇用判定基準日（当該売上判定事業年度に係る基準日が経営贈与承継期間内に存する場合における当該基準日の翌日から一年を経過する日をいう。以下この項において同じ。）における雇用割合（当該認定贈与承継会社の特例対象贈与の時における常時使用従業員の数に対する当該雇用判定基準日における常時使用従業員の数の割合をいう。次号において同じ。）の合計を経営贈与承継期間の末日の翌日以後最初に到来する雇用判定基準日において当該売上判定事業年度に係る雇用判定基準日の数で除して計算した割合がそれぞれイからハまでに定める割合以上であるとき。

イ　売上割合の平均値が百分の百以上の場合　百分の八十

ロ　売上割合の平均値が百分の七十以上百分の百未満の場合　百分の四十

ハ　売上割合の平均値が百分の七十未満の場合　零

二　経営贈与承継期間内に租税特別措置法第七十条の七第四項第九号に掲げる場合又は贈与特定期間（法第三十八条の三第一項第一号に規定する贈与特定期間をいう。以下この号において同じ。）内に租税特別措置法第七十条の七第六項の表の第一号の上欄（同条第四項第九号に係る部分に限る。）に掲げる場合に該当することとなった場合　当該売上判定事業年度における売上割合の次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該売上判定事業年度に係る雇用判定基準日（当該売上判定事業年度に係る基準日が贈与特定期間内に存する場合にあっては、法第三十八条の三第一項第三号ロに規定する特定基準日）における雇用割合がそれぞれイからハまでに定める割合以上であるとき。

イ　売上割合が百分の百以上の場合　百分の八十

ロ　売上割合が百分の七十以上百分の百未満の場合　百分の四十

ハ　売上割合が百分の七十未満の場合　零

第二十九条の三第六項中「が最初」を「に贈与特定事業年度の月数を乗じてこれを当該事業年度の月数で除して計算した金額が最初」に改め、同条第十項中「第十二項」を「第十二項第一号」に改め、同条第十二項を次のように改める。

12　法第三十八条の三第三項第三号に規定する売上金額に応じた常時使用従業員の雇用が確保されているときとして政令で定めるときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるときとする。

一　法第三十八条の三第三項第一号に規定する経営承継期間（以下この項において「経営承継期間」という。）内に租税特別措置法第七十条の七の二第三項第二号に掲げる場合に該当することとなった場合　各売上判定事業年度（法第三十八条の三第三項第三号に規定する基準日（以下この項及び第十四項において「基準日」という。）の直前の経営報告基準日（租税特別措置法第七十条の七の二第二項第七号に規定する経営報告基準日をいう。）の翌日から当該基準日までの間に終了する事業年度（平成二十三年三月十一日の属する事業年度以前の事業年度を除く。）をいう。以下この項において同じ。）における売上割合（認定承継会社の平成二十三年三月十一日の属する事業年度の直前の事業年度（以下この項及び次項において「特定事業年度」という。）における売上金額に当該売上判定事業年度の月数を乗じてこれを特定事業年度の月数で除して計算した金額に対する当該売上判定事業年度における売上金額の割合（租税特別措置法第七十条の七の二第一項の規定の適用に係る相続の開始の時後に合併その他の財務省令で定める事由が生じたときは、当該事由